

熊本県経営改善資金（伴走支援型）実施要領

（目的）

第1 国の全国統一制度により、新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに、事業再構築等の事業好転及び災害の影響を受けた事業の再建の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図る。

（融資対象者）

第2 融資対象者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した者とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（以下「セーフティネット」という。）第4号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者
- (2) セーフティネット第5号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者
- (3) 次の①から⑦のいずれかに該当する者
 - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - ② 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ③ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ④ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ⑤ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ⑥ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ⑦ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
- (4) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。

（資金使途）

第3 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第4 融資限度額は、1億円とする。

（融資期間）

第5 融資期間は、10年以内（据置期間5年以内）とする。

（貸付方法）

第6 貸付方法は、証書貸付または手形貸付とする。

（返済方法）

第7 返済方法は、均等分割返済とする。
但し、保証期間が1年以内の場合は一括返済も可能とする。

(融資利率)

第8 融資利率は固定とし、下表のとおりとする。

3年以内	年1.40%以内
5年以内	年1.55%以内
7年以内	年1.70%以内
7年超	年1.90%以内

(保証料率)

第9 保証料率は、(1)または(2)とする。

(1)通常料率

- 第2(1)、(2)及び(4)に該当する者は、保証料率は年0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助する。
- 第2(3)に該当する者のうち、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表1に定める料率、また、責任共有制度の対象でない場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表1、表2の各区分欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

【表1】

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助率	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
事業者負担率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

【表2】

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
国補助率	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
事業者負担率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

(2)経営者保証免除対応適用の場合

- 第2(1)、(2)及び(4)に該当する者は、保証料率は年1.05%（前記(1)から0.2%上乘せ）とし、0.85%に相当する額を国が補助する。
- 第2(3)に該当する者のうち、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表1に定める料率、また、責任共有制度の対象でない場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表3、表4の各区分欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

【表3】

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助率	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
事業者負担率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

【表4】

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
国補助率	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
事業者負担率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

なお、本資金における経営者保証免除対応とは、次の①及び②のいずれも満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除するものである。

- 令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。

② 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

また、(1)及び(2)における条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外である。

（担保）

第10 担保は必要に応じて徴求する。

（保証人）

第11 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

（申込先）

第12 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。

（必要書類）

第13 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる共通提出書類の他、市町村長の発行するセーフティネット認定書、経営行動に係る計画書、売上高減少要件確認書（第2(3)①に該当する者に限る）及び売上高総利益率減少要件確認書（第2(3)②から④に該当する者に限る）、売上高営業利益率減少要件確認書（第2(3)⑤から⑦に該当する者に限る）又は罹災証明書（令和六年能登半島地震による災害に係るものに限る。）とする。

（経営行動計画書）

第14 融資申込の際に提出される経営行動計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定。
- (3) 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果。
- (4) 上記取組み等を踏まえた収支計画及び返済計画。

（金融機関の責務及び報告）

第15 本資金について、次の(1)～(3)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 中小企業者に対し、当初作成した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度ごとに、熊本県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、保証協会を經由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。

（取扱期間）

第16 本資金の取扱期間は、対応する国の伴走支援型特別保証の取扱期間内に保証申込受付した分までとする。

（借換えの特例）

第17 次の保証に係る既往借入金を、第2(1)の要件で借り換えることができるものとする。ただし、

次の保証に係る既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。

- ・ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第12条に規定する経営安定関連保証（セーフティネット第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年1月10日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。